

目 次

議題. こども誰でも通園制度について

- (1) 制度の基本概要
- (2) 制度実施事業者の要件
 - ① 実施方法 ② 職員配置基準 ③ 施設基準
- (3) 事業を実施するための認可（認可する事業所の報告）
 - ① 意見聴取の根拠 ② 認可申請事業所一覧 ③ 認可に対する本市の考え方
- (4) 給付を受けるための確認（認可事業所の定員）
 - ① 意見聴取の根拠 ② 確認申請事業所一覧

(1) 制度の基本概要

対象児童	生後 6 か月から満 3 歳未満の乳幼児 保育所、認定こども園、地域型保育事業等、企業主導型保育施設に在籍していない子ども
利用内容	月 10 時間まで、保育所等を時間単位で利用可能 保護者の就労要件等は不要
利 用 料	標準的には 1 時間 300 円程度
実施場所	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、認可外保育施設、子育て支援センターなど、施設類型を問わない。

(2) 制度実施事業者の要件

乳児等通園支援事業を行う施設は、市町村から「乳児等通園支援事業の認可」を受け、「乳児等通園支援給付費の支給対象となる事業を行う者」として事業所ごとに利用定員を定めて確認を受ける必要があります。

(児童福祉法第 6 条の 3、第 34 条の 15 第 2 項、子ども・子育て支援法第 54 条の 2)

<認可基準> 木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

<確認基準> 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

① 実施方法

- ・一般型（在園児合同・専用室・独立施設）
- ・余裕活用型（既存施設の 0 歳～2 歳児の定員に対する受入れ枠に余裕がある場合）

② 職員配置基準

(1) 一般型

乳児等通園支援従事者は、保育士又は市町村等が実施する研修を修了した者とし、そのうち半数以上を保育士としなければならない、かつ 2 名以上を配置することを要する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、専任職員 1 名の配置でも可とする。

① 保育所等と一体的に実施し、当該保育所等の職員から支援を受けられる場合であり、専任の乳児等通園支援従事者が保育士であるとき。

② 利用乳幼児が 3 人以下であり、保育所等の保育室等（在園児と合同の部屋）で実施し、当該保育所等の職員が保育士であるとき。

その他、受入れ児童数に応じた職員配置基準は、保育所等と同様の施設基準を適用する。

(2) 余裕活用型

既存の保育室及び職員配置の範囲内で実施するものであり、現行の施設基準を適用する。

③ 施設基準

- (1) 乳児室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上
- (2) ほふく室 乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上
- (3) 保育室又は遊戯室 満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上

(3) 事業を実施するための認可（認可する事業所の報告）

① 意見聴取の根拠

児童福祉法（昭和22年法律第164号）（抜粋）

（家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業）

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。）によつて、その申請を審査しなければならない。

<略>

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

② 認可申請事業所一覧

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）事業者募集」により、令和8年4月27日から令和8年5月22日まで認可に係る事前協議の受付を行ったところ、期日までに2事業所から事前協議書類の提出がありました。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年木更津市条例第37号）等の関係法令による審査の結果、高柳幼稚園ほか1施設に対し、乳児等通園支援事業の認可を行うものです。

	所在地	施設類型	定員			
			0歳児	1歳児	2歳児	合計
高柳幼稚園	高柳2-11-9	認定こども園			15人	15人
八幡台幼稚園	上鳥田387	認定こども園		10人		10人

	開所日及び開所時間
高柳幼稚園	平日(週5日)午前10:00-午後2:00 土・日・祝日は提供なし
八幡台幼稚園	金曜日午前9:30-午前12:00 月～木・土・日・祝日は提供なし

③ 認可に対する本市の考え方

審査の結果、すべての事業所が乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）に適合していると判断した場合、認可申請を行った5事業所すべてについて、認可します。

※「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（基準省令）への適合の確認結果」について、会議当日までに資料作成し、当日配布とさせていただきます。

なお、本事業の実施・認可に伴う保育施設等の利用定員の増減はありません。

(4) 給付を受けるための確認（認可事業所の定員）

① 意見聴取の根拠

子ども・子育て支援法の一部改正（令和6年法律第47号）により、「乳児等のための支援給付」（通称：こども誰でも通園制度）が新設され、令和8年4月1日から施行されることにより、同法第30条の12から第30条の21及び第30条までの規定が整備され、併せて第30条の13において法第10条の6、第10条の7及び第12条から第16条の規定が準用されます。

認可を受けた事業者が乳児等通園支援を提供する場合、子ども・子育て支援法第54条の2の規定に基づき、市町村から、「乳児等通園支援給付費の支給対象となる事業を行う者」としての確認を受ける必要があります。この確認は事業所ごとに行われ、事業者は各事業所の利用定員を定めた上で、市町村の確認を受けなければなりません。

また、第3項により、「市町村長は、乳児等通園支援事業所の利用定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。」と定められています。

② 確認申請事業所一覧

確認を行う事業所について、別紙一覧のとおり報告いたします。

※資料：乳児等通園支援給付に係る事業所一覧

確認申請書受付後、会議当日までに作成し、当日配布とさせていただきます。